

養産第1590号
令和5年12月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

養老町長 川地憲元

市町村名 (市町村コード)	養老町 (341)
地域名 (地域内農業集落名)	広幡地区 (飯ノ木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月30日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、担い手(2経営体)で、農地集積を行っている。
- ・経営所得の安定を図るために2毛作の取組が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・たい肥の活用など、有機農業による持続可能な農業の取組を推進。
- ・スマート農業の導入など、農作業の効率化による収益向上を推進。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手が中心となり、集積・集約化を進められるよう、農業委員・農地利用最適化推進委員がパイプ役となり進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の所有者が農地を農地中間管理機構に転貸したあとは地域計画(目標地図)に基づいて農地を貸し出すこととする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

昭和36年度から昭和39年度に団体営ほ場整備事業を活用し、区画整理を実施した。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農者や経営規模の拡大または縮小などしたい者がいた場合は、担い手や農業委員・農地利用最適化推進委員、関係機関(JA、農林事務所、町)などが集まり、支援する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

防除の作業を委託する。